

## 事前交付書(DL版)

(警備業法第19条、施行規則第33条第1項第2号)

〒017-0825 秋田県大館市字一心院南4番地5  
 奥羽エース警備株式会社  
 代表取締役 田村 健  
 TEL 0186-59-5280 FAX 0186-59-5281

項 目	内 容
1 警備業者氏名又は、住所および電話番号並びに法人にあっては代表者の氏名	〒017-0825 秋田県大館市字一心院南4番地5 奥羽エース警備株式会社 代表取締役 田村 健 TEL : 0186-59-5280 FAX : 0186-59-5281
2 警備業務を行う期間	請負内容により異なる為、本契約を締結する前までに決定する。
3 警備業務を行う時間帯	08:00～17:00 (内、休憩1時間) 上下番時間の変更や夜勤については別途協議による。
4 警備業務を行う場所	請負内容により異なる為、本契約を締結する前までに決定する。
5 警備員の人数及び担当業務	貴社から申し出のあった人数での警備体制とする。但し、双方の協議により調整を行う事ができる。 担当業務 : 雑踏警備業務 ※必要に応じ、主に配置する資格者名 )
6 警備員が有する知識及び技能	警備業法及びその他の法令に基づく教育を修了した警備員、又は雑踏警備業務検定合格警備員を従事させる。
7 警備員が用いる服装	公安委員会に届出ている当社指定の制服を着用する。
8 使用する機器又は各種資機材	手旗・誘導灯・警笛・無線機・夜光チョッキ、その他必要に応じ各種資器材を使用する。
9 負傷等の事故発生時の措置	業務中交通事故等が発生した場合には、直ちに負傷者の救護を実施し、その後に通報、貴社の指定する責任者に連絡し、現場保存にあたるものとする。
10 報告の方法、頻度及び時期その他依頼者への報告	警備業務終了後に「警備報告書」を作成し提出する。
11 警備料金・その他の費用(消費税別途)	請負内容により異なる為、本契約を締結する前までに決定する。
12 支払の時期及び方法	当月 末 日を締切日とし、翌月末日 までに当社指定の金融機関へ、振込にて支払うものとする。但し、双方の協議により貴社の締切日及び支払日の変更も可能とする。
13 警備業務の再委託に関する事項	再委託は原則として行わないが、他の警備業者に業務を再委託をする場合には、貴社からの承認を受けるものとする。
14 免責に関する事項	1、建築物、施設、又は物品自体の瑕疵若しくは貴社の管理上の瑕疵に起因する障害。 2、天災地変・暴動・官の処分、その他不可抗力と認められる障害。 3、貴社の従業員・下請業者・出入業者等、貴社の関係者の故意、または重大な過失による損害。 4、不完全な管理状態で駐車している車両及び車両から生じた損害。
15 損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項	弊社の責めに帰すべき損害については、対人(5億円)、財物(5億円)、1事故に付総額(5億円)を限度として賠償するものとする。
16 契約の更新に関する事項	その都度協議した上で決定する。
17 契約の変更に関する事項	その都度協議した上で決定する。
18 契約の解除に関する事項	1、天災地変等により、当社が業務を継続できない状況に至った時。 2、貴社から警備料金の支払いが確認できなかった時、又は事前交付内容を遵守頂けなかった時。
19 警備業務に関する苦情の受付窓口	大館・北秋田・鹿角営業所 所長 電話 : 0186-59-5280 FAX : 0186-59-5281 能代営業所 所長 電話 : 0185-74-6890 FAX : 0185-74-6891 秋田営業所 所長 電話 : 018-893-3380 FAX : 018-893-3381 大船渡営業所 所長 電話 : 0192-22-8590 FAX : 0192-22-8591 水沢・花北営業所 所長 電話 : 0197-47-4905 FAX : 0197-47-4906 弘前営業所 所長 電話 : 0172-40-4930 FAX : 0172-40-4931
20 特約事項	特約事項がある場合、別紙書面にて提出する。

※項目2, 4, 11については、事前交付書にてお伝えします。